

# ユーコープ労働組合規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本組合は、ユーコープ労働組合という。

### 第2条 (所在地)

本組合は、主たる事務所を横浜市中区太田町6丁目84番2号におく。

### 第3条 (法人格)

本組合は、労働組合法第11条による法人とする。

### 第4条 (上部団体)

本組合は、全国生協労働組合連合会および神奈川県労働組合総連合・静岡県労働組合評議会・山梨県労働組合総連合に加盟する。

### 第5条 (目的)

本組合は、組合員の強固な団結を糧に、全国の労働者とともに、労働者の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とする。

### 第6条 (事業)

本組合は、前条の目的を達成するために、つぎの事業をおこなう。

1. 労働条件と地位向上に関する事項
2. 労働協約の締結と労働諸法規の改善に関する事項
3. 組織の拡大強化に関する事項
4. 組合員の福利厚生を向上させることに関する事項
5. 教育宣伝活動ならびに文化活動をおこない、組合員の団結と交流を深めることに関する事項
6. 労働組合活動に必要な調査に関する事項
7. 民主的諸制度の確立、国民的課題の達成をめざす活動に関する事項
8. 労働者相互の利益を守るための連帯と協力に関する事項
9. 生協の事業と運動の民主的な発展に関する事項
10. その他、組合の目的達成のための必要な事項

## 第2章 組合員

### 第7条 (加入資格)

本組合への加入資格をもつ者は、生活協同組合ユーコープとその関連企業で働くすべての労働者、および上部団体役員を含む労働組合専従者とする。また、それ以外の者で、本組合が認めた場合は加入資格を得ら

れるものとする。ただし、労働組合法第2条但し書き第1号に該当すると本組合が認めたものは加入することができない。

#### 第8条（資格喪失）

組合員は、次の場合その資格を失う。

- 1.規約第7条但し書きで定められた欠格事由に該当すると本組合が認めた者。
- 2.退職したとき。ただし、不当解雇による退職は除く。
- 3.本組合に重大な不利益を与え、本組合から除名されたとき。

#### 第9条（加入義務）

第7条で定める組合員資格をもつ者のうち、生活協同組合ユーコープおよび関連企業と本組合が締結するユニオンショップ協定が適用される者は、すべて組合員にならなければならない。

#### 第10条（加入・脱退手続き）

1. 第9条で定める者を除き、本組合へ加入しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、中央執行委員長に提出しなければならない。
2. 本組合からの脱退希望者は所定の用紙で申請し、中央執行委員会の承認を得て脱退することができる。脱退した場合は、既納の組合費および財産上ならびにその他の権利を放棄したものとする。また、本組合に債務のある場合は脱退時に全額返済しなければならない。

#### 第11条（平等の原則）

何人も、いかなる場合においても、人種・国籍・宗教・性別・信条・思想・年齢・門地または身分・雇用の如何等によって差別されることはなく、組合員の資格を奪われない。

#### 第12条（組合員の権利）

組合員は、次の権利をもつ。

1. 組合のすべての問題に参加し均等の取り扱いを受ける権利
2. 組合活動によって生ずる利益を享受する権利
3. 選挙権および被選挙権
4. 大会その他の機関に代表に選ばれ発言し決議する権利
5. 役員と機関にたいし弾劾する権利
6. 会計簿、議事録その他組合に関する書類を閲覧できる権利

#### 第13条（組合員の義務）

組合員は、次の義務を負う。

1. 規約ならびに機関決定を遵守し、諸活動に参加する義務
2. 組合費・闘争積立金を定期的に納入する義務

## 第3章 組織および機関

### 第14条（組織および機関の種類）

本組合は、次の組織および機関をおく。

1. 議決機関(1)大会、(2)中央委員会
2. 執行機関(1)中央執行委員会、(2)常任中央執行委員会
3. 補助機関(1)各県支部協議会（神奈川県支部協議会・静岡県支部協議会・山梨県支部協議会）
4. 基礎組織(1)支部、(2)分会
5. 部会組織(1)パート職員部会、(2)正規職員部会
6. 補助組織

### 第15条（大会および中央委員会の権限と構成）

1. 大会は、本組合の最高議決機関であり、大会代議員と第24条で定める役員で構成する。大会構成員以外の組合員は傍聴することができ、構成員の承認がある場合は、発言することができる。
2. 中央委員会は、大会につぐ議決機関であり、中央委員と第24条で定める役員で構成する。中央委員会構成員以外の組合員は傍聴することができ、構成員の承認がある場合は、発言することができる。
3. 次の事項は大会で議決しなければならない。
  - (1)組合規約の改廃
  - (2)年度活動報告および年度活動方針
  - (3)年度会計決算および年度会計予算
  - (4)闘争積立金規程の改廃
  - (5)選挙管理規程の改廃
  - (6)労働協約の締結・改廃
  - (7)組合員の除名
  - (8)組合の合同、分離および解散
4. 次の事項は大会または中央委員会で議決しなければならない。
  - (1)同盟罷業（ストライキ）に関する事項
  - (2)補正予算
  - (3)規約で定める上部団体以外の恒常的組織への加入および脱退
  - (4)労働条件の重大な変更
  - (5)規約で定めている場合以外の組合員直接無記名投票の実施
  - (6)組合員の権利停止

## 第1節 大会

### 第16条（大会の開催）

1. 定期大会は、毎年7月に中央執行委員長が召集する。
2. 中央執行委員会が必要と認めるときは、中央執行委員長は臨時大会を召集する。
3. 組合員の10分の1以上または支部の3分の1以上から理由を明らかにした要求があったときは、中央執行委員長は臨時大会を1ヶ月以内に召集しなければならない。
4. 大会を召集する場合は、開催日の14日前までに、日程、議案、その他必要な事項を公示する。

## 第17条（大会代議員の選出）

1. 大会代議員は、(1)各県支部協議会、(2)各支部、(3)単独の分会ならびに支部・分会に所属しない組合員ごとに組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、第31条で定める役員は代議員に選出できない。詳細は選挙管理規程による。
2. 大会代議員の定数は次のとおりとする。
  - (1)各県支部協議会ごとに10名
  - (2)大会開催年度の2ヶ月度前の組合員数を基準に、支部ごとに50名につき1名（端数は4捨5入、50名未満の場合は1名）。ただし、第31条で定める役員は組合員数に算入しない。
  - (3)大会開催年度の2ヶ月度前の組合員数を基準に、第28条3項に定める単独の分会、および支部・分会に所属しない組合員の総人数を分母として50名につき1名（端数は4捨5入、50名未満の場合は1名）。ただし、第31条で定める役員は組合員数に算入しない。

## 第18条（大会の成立と議決）

1. 大会は、代議員の3分の2以上の出席で成立する。
2. やむを得ず出席できない代議員は、当該代議員と同一の選出単位内で代理人を指名することができる。ただし、すでに代議員に選出されている組合員を代理人に指名することはできない。代理人は議決権を使用することができる。
3. あらかじめ委任状を届け出た場合は、これを出席者とみなす。ただし議決権はもたない。
4. 大会の議長は、代議員の中から選出する。議長は、可否同数のとき以外は議決権をもたない。
5. 大会の議決は、議決権をもつ出席代議員の過半数の賛成で可決する。可否同数の場合は議長が決する。

## 第2節 中央委員会

### 第19条（中央委員会の開催）

1. 中央委員会は、中央執行委員長が招集し、少なくとも年2回開催する。
2. 中央委員の3分の1以上から理由を明らかにした要求があったときは、中央執行委員長は1ヶ月以内に中央委員会を招集しなければならない。
3. 中央委員会を招集するときは、開催日の14日前までに、日程、議案、その他必要な事項を公示する。

### 第20条（中央委員の選出と任期）

1. 中央委員は、各県支部協議会・各支部および中央執行委員会が必要と認めた分会から推薦し、大会で決定する。ただし、第31条で定める役員は中央委員に選出できない。
2. 中央委員の選出単位と定数は次のとおりとする。
  - (1)各県支部協議会ごとに5名
  - (2)大会開催年度の2ヶ月度前の組合員数を基準に、支部ごとに100名につき1名（端数は4捨5入、100名未満の場合は1名）。ただし、第31条で定める役員は組合員数に算入しない。
  - (3)大会開催年度の2ヶ月度前の組合員数を基準に、第28条3項に定める単独の分会、および支部・分会に所属しない組合員の総人数を分母として100名につき1名（端数は4捨5入、50名未満の場合は1名）。ただし、第31条で定める役員は組合員数に算入しない。
3. 中央委員の任期は、定期大会終了後から翌年の定期大会開催前までとする。中央委員に欠員が生じた場合は、欠員の生じた選出単位から、該当する機関または組織の推薦により補充することができる。

## 第21条（中央委員会の成立と議決）

1. 中央委員会は、中央委員の3分の2以上の出席で成立する。
2. やむを得ず出席できない中央委員は、当該中央委員と同一の選出単位内で代理人を指名することができる。ただし、すでに中央委員に選出されているに組合員を代理人に指名することはできない。代理人は議決権を行使することができる。
3. あらかじめ委任状を届け出た場合は、これを出席者とみなす。ただし議決権はもたない。
4. 中央委員会の議長は、中央委員の中から選出する。議長は、可否同数のとき以外は議決権をもたない。
5. 中央委員会の議決は、議決権をもつ出席中央委員の過半数の賛成で可決する。可否同数のときは議長が決する。

## 第3節 中央執行委員会

### 第22条（中央執行委員会の権限、構成、開催、議決）

1. 中央執行委員会は、大会と中央委員会の決定に従って必要な事項を執行し、本組合の諸活動を推進する。また、本組合を代表して団体交渉をおこない、すべての交渉に責任を負う。
2. 中央執行委員会は、中央執行委員長・副中央執行委員長・書記長・書記次長・常任中央執行委員・中央執行委員で構成する。
3. 中央執行委員会は、月1回の定例会議のほか、中央執行委員長が必要と認めたときに随時開催する。
4. 中央執行委員会が議決をおこなう場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席構成員の過半数の賛成で可決する。

### 第23条（常任中央執行委員会）

1. 中央執行委員会は、本組合の諸活動を日常的に推進するために常任中央執行委員会をおく。常任中央執行委員会は、中央執行委員会の決定に従って必要な事項を日常的に執行する。
2. 常任中央執行委員会は、中央執行委員長・副中央執行委員長・書記長・書記次長・常任中央執行委員で構成する。

### 第24条（専門委員会）

中央執行委員会は必要に応じて専門委員会を設けることができる。専門委員は中央執行委員会が選任する。

### 第25条（書記局）

1. 中央執行委員会は、本組合の日常的な業務をおこなうために、組合事務所に書記局をおく。
2. 書記長は、中央執行委員会の議を経て書記若干名を任命することができる。
3. 中央執行委員会は、第2条で定める主たる事務所のほかに、各県に事務所をおくことができる。

### 第26条（組合専従者）

1. 中央執行委員長は、中央執行委員会の議を経て、会計監査委員を除く役員の中から若干名を専従者として任命することができる。ただし、前条の書記の専従者は、役員以外からの雇用により配置することができる。
2. 専従者の労働条件は、本組合の組合員の労働条件を下回らないことを原則とする。

## 第4節 各県支部協議会

### 第27条（各県支部協議会）

1. 各県の支部・分会の自主的な活動を促進するために、補助機関として、神奈川県支部協議会・静岡県支部協議会・山梨県支部協議会をおく。
2. 各県支部協議会の運営の詳細は、各県支部協議会運営規程による。各県支部協議会運営規程の改廃は、大会の承認のもとに中央執行委員会の議による。

## 第5節 基礎組織

### 第28条（基礎組織）

1. 支部および分会は本組合の活動の基礎組織であり、機関決定にもとづいて組合活動を推進する。
2. 支部は、業態別ないし地域別に、または労働契約区分別に設置する。
3. 分会は、原則として支部のもとに事業所・部署等を単位に設置する。ただし、地域・業態等の状況から支部に所属できない場合は、単独の分会とする。
4. 本組合の組合員は原則として、該当する支部および分会に所属する。
5. 支部・分会の設立・統廃合および運営の詳細は、支部・分会運営規程による。支部・分会運営規程の改廃は、大会の承認のもとに中央執行委員会の議による。

## 第6節 部会組織および補助組織

### 第29条（部会組織）

パート職員部会および正規職員部会は、中央執行委員会の指導のもと、部会規程にもとづいて必要な活動をおこなう。部会規程の改廃は、大会の承認のもとに中央執行委員会の議による。

### 第30条（補助組織）

本組合の多様な活動を推進するために、補助組織をおくことができる。補助組織の設立、廃止、および運営規則は、中央執行委員会の議による。

## 第4章 役員

### 第31条（役員）

本組合には次の役員をおく。

1. 中央執行委員長1名
2. 副中央執行委員長若干名
3. 書記長1名
4. 書記次長若干名
5. 常任中央執行委員若干名
6. 中央執行委員若干名
7. 会計監査委員3名

### 第32条（役員を選出）

役員は、組合員の直接無記名投票によって選出する。詳細は選挙管理規程による。

### 第33条（任期）

1. 各役員の任期は、定期大会から次期定期大会までとし再選を妨げない。
2. 任期中に生じた欠員が、総定数の10分の1を超えた時は原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第34条（職務）

各役員の職務は次のとおりとする。

1. 中央執行委員長 本組合を代表し、本組合の活動全体を統括する。
2. 副中央執行委員長 中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記長 本組合の日常的な活動および書記局業務を統括する。
4. 書記次長 書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 常任中央執行委員 本組合の活動を日常的に分掌する。
6. 中央執行委員 本組合の活動を分掌する。
7. 会計監査委員 第43条にもとづき、本組合の会計業務を監査する。

### 第35条（特別中央執行委員）

1. 本組合から上部団体の専任役員等に派遣する者を特別中央執行委員とすることができる。
2. 特別中央執行委員は、中央執行委員の推薦にもとづき大会で選出する。
3. 特別中央執行委員は、第14条で定める機関の会議に出席することができる。ただし議決権は有しない。

### 第36条（罷免）

組合員は役員を罷免を要求することができる。

1. 役員を罷免を要求する組合員は、全組合員の10分の1以上の連署による同意書を添付し、罷免要求役員名および理由を明記した罷免要求書を選挙管理委員会に提出しなければならない。
2. 選挙管理委員会は、罷免要求書および同意書の有効を確認した場合は、ただちに組合員の直接無記名による信任投票をおこなわなければならない。ただし、罷免を要求された役員は投票することができない。
3. 前項の結果、全組合員の過半数が罷免に賛成（不信任）すれば、当該役員は辞任しなければならない。

## 第5章 選挙管理委員会

### 第37条（選挙管理委員会の任務）

選挙管理委員会は、組合員の直接無記名投票に関するいっさいの職務をおこなう。その詳細は、選挙管理規程に定める。

### 第38条（選挙管理委員の任命）

選挙管理委員は中央執行委員長が任命し、定期大会で承認を得る。

### 第39条（選挙管理委員の定数および任期）

選挙管理委員は3名とし、任期は定期大会から翌年の定期大会までの1年間とし、欠員が生じた場合は、中央執行委員会の議を経て中央執行委員長が任命する。

## 第6章 会計

### 第40条（会計の原則）

本組合の会計は一般会計と事業会計、特別会計及び闘争積立金会計とする。

1. 一般会計は組合費、臨時賦課金、寄付金でまかなう。ただし臨時賦課金の徴収は事前に大会の承認を必要とし、寄付金をうけるときは寄付者の氏名、金額をあきらかにし、中央執行委員会の承認を得なければならない。
2. 事業会計は組合員の出資金と借入金、事業収入によって運営する。ただし、借入を行うときは、事前に大会の承認を得なければならない。
3. 特別会計は組合員のカンパなどをもって運営する。
4. 闘争積立金の細則は闘争積立金規程による。

### 第41条（組合費および闘争積立金）

1. 正規職員の組合費は、月例賃金および一時金の基準内賃金の1.75%とする。ただし、上限を月例賃金からの徴収は5,000円、一時金からの徴収は5,000円に支給月数を乗じた額とする。
2. パート職員およびその他の者の組合費は、月例賃金および一時金の基準内賃金の1.1%とする。
3. 闘争積立金は、正規職員は月額200円、パート職員およびその他のものは50円とし、月例の組合費納入時に合わせて納める。
4. 休職等により収入がない場合は、中央執行委員会の議により、組合費、闘争積立金を減額または免除する場合がある。

### 第42条（資産・帳簿管理）

組合資産は、中央執行委員長責任において書記長が統括管理する。書記局は財産目録、会計帳簿、組合員名簿などを必要な書類を管理する。

### 第43条（監査）

1. 会計監査委員は、毎会計年度末にすべての財源、使途、主要な寄附者の氏名並びに経理状況、その他主要事項を監査し、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、大会に報告しなければならない。
2. 会計監査委員は、前項の年度末監査のほか必要に応じて監査し、各級機関に報告する。

### 第44条（会計年度）

本組合の会計年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

## 第7章 争議

### 第45条（同盟罷業）

1. 同盟罷業（ストライキ）は、大会または中央委員会の議を経た後、全組合員の直接無記名投票により、全組合員の過半数の賛成を必要とする。
2. 同盟罷業（ストライキ）の開始および終結は中央執行委員会で決定する。

## 第8章 賞罰

### 第46条 (表彰)

組合員でとくに組合に貢献し功勞のあつた者に対し、中央執行委員会の議により、表彰することができる。

### 第47条 (懲罰)

1. 組合員で次の各号に該当する行為があつたときは、懲罰に付する場合がある。懲罰は、行為の程度により、警告・権利停止・除名とし、警告は中央執行委員会、権利停止は大会または中央委員会、除名は大会の議によるものとする。

(1)本組合の規約または決定に違反し、統制をいちじるしく乱す行動のあつたとき。

(2)本組合の名誉を毀損し、または組合に重大な損害を与えたとき。

2. 組合員が前項の懲罰に不服があるときは、懲罰を議決した機関または上級の機関に対して再審議を要求することができる。

## 第9章 附則

### 第48条 (細則)

本規約の執行について必要な細則は、中央執行委員会の議により定める。

### 第49条 (規約の疑義)

本規約に疑義が生じた場合は、大会または中央委員会で解明する。

### 第50条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、大会の議を経た後、全組合員の直接無記名投票により、全組合員の過半数の賛成を必要とする。

### 第51条 (組合の解散)

本組合の解散は、大会の議を経た後、全組合員の直接無記名投票により、全組合員の4分の3以上の賛成を必要とする。

### 第52条 (施行)

この規約は2013年2月16日より施行する。

2014年11月1日、一部改正。